労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年９月 25 日
厚　生　労　働　省

今般制定された、「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 141 号）」は、令和８年７月 28 日の熊本地震の発生に伴い、被災地域の労働保険事務組合が、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和 48 年労働省令第 23 号）第２条第１項及び第２項の規定に基づき、報奨金の交付を申請する期限の取扱いを緊急に定める必要があり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第１号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八　（略）

担当：厚生労働省　労働基準局労働保険徴収課